

■ 危険物船舶輸送及び貯蔵規則の改正についてのお知らせ

2017年1月30日
CS17-002

さて、国際海事機関(IMO)によるIMDGコード第 38 回改正が危険物船舶輸送及び貯蔵規則の改正に盛り込まれ、日本からの海上輸出貨物に対し猶予期間なく 2017 年1月1日より、適用されることになりました。従いまして、弊社のブッキングにつきましても、変更後の同規則に従ってお取り扱いさせていただきますので、ブッキング時にお伝えいただく危険品明細、各お手続き、危険物明細書等関連書類のご手配及び申請につきましても同様にご留意いただきますとともに、貨物の安全な海上輸送のためご理解とご協力をお願い申し上げます。

注 : 今回の改正には自動車、内燃機関、機械等の貨物につきましての変更が含まれます。

- * UN3166 の適用範囲の変更
- * 内燃機関、機械等を対象とした新エントリー(UN3528, UN3529, UN3530)
- * 上記各アイテムについて **Special Provision (SP)**の変更、追加等
- * 該当SPに適合し非危険品として輸送される場合はその旨のLOIをブッキングの際ご提出いただきます。

Hapag-Lloyd (Japan) K.K
as agent of Hapag-Lloyd AG